

Web3の推進に向けた日本の課題

——スタートアップの視点から

01 Booster Capital 取締役

浜宮真輔

はまみや しんすけ



Blockchainという 技術と思想が起こした革命

私たちが暮らしている社会には、様々な分野でより良い制度設計とその運用、そして改良を連綿と続けてきた歴史がある。失敗と成功を繰り返して、安定した社会を目指し法規制を整え、ノウハウや信頼関係の中で社会を運営している。特に金融システムにおいては、不正やエラーが起きないように厳しい法規制を多大な労力を掛けてシステムに落とし込み、SWIFTや全銀ネット(全国銀行資金決済ネットワーク)など大規模システムや、民間企業における各種金融システムが構築運用さ

れている。筆者自身も過去に金融会社のバックエンドシステムの開発保守を長年行ってきたが、数百人のエンジニアが、年間数十億円の使用の中で、法規制を守り、確実な安定稼働システムを目指し仕事をしてきた。この歴史ある金融システムにより、日本銀行から民間銀行、そして株式会社から個人へと貨幣はつながり、当たり前のように生活が成り立っている。

そのようにして出来上がった現在の金融システムに一石を投じる発明が、2008年11月1日(日本時間)に起きた。サトシ・ナカモトという人物がインターネット上で「Bitcoin: A Peer-to-Peer Electronic Cash System」

という論文を発表したのである。これはWeb3という言葉の源流の1つが生まれた瞬間でもある。論文の書き出しには「金融機関を介さず、一方から他方へ直接オンラインで支払いができるもの(筆者による日本語の意訳)」と綴られている。数百年かけて作り上げてきた金融システムを使わず、個人や企業が直接支払い処理を実行できるという考えである。

具体的には、Blockchainという技術が紹介され、その技術を活用したビットコインというデジタルマネー・システムが記述されている。表現を変えると、法定通貨と金融システムが積み上げてきた「信頼性」を、Blockchainという技術を使い、同等の「信頼性」を作り出

そうとするアイデアであり発明である。

Blockchainから生まれた web3という新しい経済システム

Blockchainは、データの改竄^{かいざん}が極めて困難な状態でデータ蓄積する技術である。加えて、データだけでなく、プログラムを実行させる拡張性もある(本稿では、P2P(Peer-to-Peer)やHash関数等の技術的な特徴、ノードやコンセンサス・アルゴリズム等の解説は割愛する)。その技術が様々な形で展開され、新しい経済システムが創られようとしている。その具体的な事例を以下のように整理する。

・仮想通貨

Blockchainはビットコインという仮想通貨を生み出し、プログラムの実行機能を付随させたイーサリアム^{注1}などを派生させ、たった十数年で急速に成長してきた。一部の仮想通貨は法定通貨に近い価値を持つため、資産の運用先や保有先として、仮想通貨を加える企業も見られ始めている。また、従業員の給与

を特定の仮想通貨で支払う企業もある。

・ステーブルコインや法定通貨

価格変動の度合いが大きい仮想通貨に対して、変動を安定させたステーブルコインも生まれている。ステーブルコインはドルや円を発行する仮想通貨の裏付けにするケースや、アルゴリズムで価格を安定化させるケースもある。出来るだけ安心して仮想通貨を保管できる先として活用されている。中国をはじめとした複数の国ではCBDC(中央銀行デジタル通貨)として法定通貨を発行する道を進んでいる。

・新しいサービスや組織形態

多くのスタートアップも新しい技術・仮想通貨(トークン^{注2}含む)・サービスを生み出ししており、NFT^{注3}というワードも大衆化しつつある。会社の運営方法も、株式会社からDAO(分散型自律組織)と呼ばれる形態にするケースもある。

これらの多くの変革を、「web3」という抽象的な旗印でまとめているように筆者は感

じる。根幹にあるのは、Blockchainと、中央集権と呼ばれる既存のシステムを介さず、個人間や企業間で直接価値の受け渡しをするP2Pという技術と思想にあると考える。

web3の推進に向けた日本の課題

前述の通り、Blockchainによって生み出されたweb3という新しい経済システムは、既存の金融システムや経済活動とつながり、一部では置き換えが始まっている。ここで今必要になっているのは、長年の成功と失敗の経験で積み重ねてきた法規制やルールを、web3に対してアレンジし適用させることである。経済活動が安定して維持・発展し、そして自分たちの子孫がより安全で安定した経済環境のもとで暮らしていけるように、皆で知恵を振り絞って、web3向けのルールを策定し、検証し、実装していく必要がある。しかし、現在の日本においてweb3向けの法規制の適用が進んでいないところがあり、主要なweb3関係の技術やプロジェクトは国外から生まれるケースが多い。さらに、国

内のweb3スタートアップやベンチャーキヤピタルは、シンガポール・ドバイ・ポルトガルなどへ移住し活動するケースが増えている。多くのルールの検討と検証が必要だが、ここではスタートアップに関連する2点を抜粋する。

1つ目は「年度末含み益課税」である。

web3のスタートアップは独自にトークンを発行し、プロジェクトを進めていくケースがある。その際、プロジェクトを支援する人にトークンの一部を配布し、協調してプロジェクトを拡大していくケースが多い(DAOの説明は割愛)。プロジェクトの運営上、全てのトークンを配布せず一定数は自社で保有し、配布具合を調整している。その後、プロジェクトが拡大し、トークンの流動性が高まり活発な市場になった場合に、未配布分のトークンを含めて法人税法上、期末時価評価の対象となり、含み益に対して法人税が課され、法定通貨での準備が必要となる。トークンの流動性があるプロジェクトは、トークン全体で数百億円から千億円を超える価値を持つて

おり、課税は運営を停止させるインパクトがある。そのため、税制優遇がある他国へweb3のスタートアップは移住している。トークンの取り扱いを明確にし、収益が発生している箇所に対する課税を検討する必要がある。

2つ目は「web3スタートアップへの投資スキーム」である。web3スタートアップへの出資スキームは、株式等の取得だけでなく、トークンによる分配を含めるスキームが海外で行われている。また、web3という特性上、国内向けのサービスに限定されず、グローバル向けのサービスとなるケースがあり、世界の投資家と協調して出資を行うことになる。しかし、日本の多くのベンチャーキヤピタルが利用する投資事業有限責任組合契約に関する法律(LPS法)に基づく投資事業有限責任組合においては、トークン(暗号資産含む)の所得や保有は明記されていない。web3が成長するためには、スタートアップとともに出資側の活動を促進する必要がある。トークンの取得や保有をLPSで行えるよう明確化する必要がある。

web3と共存する世界に向けて

web3という新しい経済システムは、今までにはなかった優れた点がある。透明性、仲介組織を介さないやり取り、信頼性の担保などいろいろな切り口で表現され、多くのプロジェクトやシステムが世界中で生まれている。それを既存経済と融合させることで、より良い社会が作られるよう、web3に関わる人が一丸となって歩みを進めていきたい。

(注1) イーサリアム…分散型アプリケーションやスマートコントラクトを動かすためのプラットフォーム。仮想通貨イーサ(ETH)が使用される

(注2) トークン…イーサリアムなどの既存のBlockchain上に新たに作られた仮想通貨

(注3) NFT (Non-Fungible Token)…非代替トークン